

市内保育施設の長 様

盛岡市子ども未来部長 藤 澤 忠 範

特定教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)

日頃、当市の福祉行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成29年11月10日付け子保発1110第1号による「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき報告いただいておりますが、一部の報告事項の追加等、記載様式を見直しましたので通知いたします。

今後におきましても事故等が発生した際は、新しい報告様式により速やかに御提出をしていただくようお願いいたします。

記

1 報告の対象となる事故等

(1) 死亡事故

(2) 治癒に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

(3) 上記(2)以外の重篤ではない事故等

(例：保育中の怪我による受診を伴う事故や疾病、誤食等)

2 報告様式

上記の(1)と(2)については、別添の国の報告様式により提出願います。

上記の(3)については、別添の市の報告様式により提出願います。

3 報告期限

事故の程度にかかわらず事故発生後、速やかに報告をお願いいたします。

※国の通知では、「第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生日翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと」とされております。

4 その他

報告のあった事故(上記の(3)の事故を除く)は、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表されることがあります。報告の際には、保護者から公表についての同意を得ていただきますようお願いいたします。

なお、同意を得られた際には、その旨を事故の報告と併せてお知らせください。

担当：子ども未来部子育てあんしん課

育成係 小澤

TEL 019-613-8347

FAX 019-652-3424

E-Mail kosodateansin@city.morioka.iwate.jp